

○高齢者虐待とは何ですか？

高齢者虐待とは、高齢者の権利や生命、健康、財産が損なわれるような状況のことをいいます。社会問題にもなっていて、平成18年度には高齢者虐待に関する法律ができました。

○どんな場合が高齢者虐待にあたりますか？

高齢者虐待には、次の5つがあります。

・身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行等を加えること。

(例) 高齢者に暴力をふるう、無理やり食事を口にさせる、ベッドに縛り付ける等

・介護・世話の放任・放棄

高齢者を衰弱させるような長時間の放置など、介護を行うものが養護（世話）を著しく怠ること。

(例) 入浴しておらず悪臭がする、衣服が汚れている、治療が必要なのに病院につれていかない等

・心理的虐待

高齢者に対する暴言や拒否的な対応により著しく心に傷を負わせること。

(例) 怒鳴る、ののしる、家族や親族・友人等の団らんから排除する等

・性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせること。

(例) 人前で排泄をさせたりおむつ交換をする、下半身を裸のままにする等

・経済的虐待

高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(例) 高齢者の年金や預貯金を無断で使う、入院や受診、介護保険サービス料を支払わない等

○高齢者虐待はどんな人が起こしているのですか？

介護をする人のストレス増大、高齢者の認知症状が進んだなどが引き金になって起こります。

国の実態調査（R2年度）では虐待を行った者の内訳で、1位：息子（39.9%）、2位：夫（22.4%）、3位：娘（17.8%）と家族による虐待が多くを占めています。

○高齢者虐待に気づいたら

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、

日高川町地域包括支援センター 0738-22-9633へ通報・相談してください。

生命や身体に重大な危険が生じている高齢者を発見した場合、通報は義務とされています。

また、養介護施設従事者等も自分の働いている施設などで虐待を発見した場合、生命・身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず通報義務が生じます。

高齢者虐待は、未然防止・早期発見がとても大切です。（相談者・通報者の秘密は守ります）